

高年齢者就労出張相談会
ハローワーク
門真、守口市シ
ルバー人材セン
ターによる出張
就労相談会を実
施します。
内▽仕事の情報提
供(求人情報)
▽各種セミナー、ハローワークの利
用案内、▽シルバー人材センターの利
紹介



**ひとり暮らし高齢者
緊急通報機器設置事業**
市内在住のおおむ
ね65歳以上の病弱な
ひとり暮らし高齢者
を対象に、急病など
の緊急事態発生時に
簡単な手段で第三者
に通報することができる緊急通報機器
を貸与しています。
機器の利用料は月額1265円。た
だし、市民税非課税者は無料。なお、
電話の基本料、通話料は自己負担です。
機器は固定電話回線を利用するた
め、固定電話が未契約の場合や無線タ
イプの電話では利用できません。
問 高齢介護課
TEL 06・6992・1610



**令和4年度大阪産業界連携地域
活性化事業「起業について学べ
るセミナー 女性の起業#2」**
時 9月10日(土) 午後2時~4時
場 枚方T SITE 4F イベントス
ペース(〒573-0032大阪府
枚方市岡東町12-2)
申 ウェブ予約:枚方T SITEホー
ムページ↓
定 先着40人
講 菅沼名津季氏
主 催 北河内地域活性化推進協議会
(北大阪商工会議所、守口門真商工
議所、大東商工会議所、四條畷市商工
会)
共 催 公益財団法人大阪産業界
問 北大阪商工会議所 中小企業相談所
起業について学べるセミナー担当
〒573-1159 枚方市車塚1
丁目1番1号輝きプラザ6階
枚方市立地域活性化支援センター内
TEL 072・843・5154
FAX 072・841・0173
時 8月6日(土)午前11時~午後5時
場 京阪東通商店街、京阪商店街、旭通
商店街、ポポラーレ土居、中通商店
街



学校閉庁日について
学校現場を取り巻く環境の変化によ
り、教職員の時間的、精神的負担が増
大し、全国的な課題となっています。
市教育委員会としまして、教職員
が健康でやりがいをもって勤務し、学
校教育の充実を図ることができると
う、学校における働き方改革に取り組
んできました。その取り組みの一つと
して、平成30年度より夏季休業中の学
校閉庁日(原則、教職員が学校に勤務
しないため、外部対応を行わない日)
を実施してきました(令和2年度にお
いては新型コロナウイルス感染症に伴
う休業日の変更により未実施)。今年度
においても、次のとおり設定します。
学校閉庁日の設定期間
8月13日~8月17日
学校閉庁日の緊急連絡先
守口市教育委員会 学校教育課
TEL 06・6995・3155
(受付時間:午前9時~午後5時30
分)

フレッシュ朝市
内 守口市農業研究会が市内で栽
培した新鮮で安心なおいしい地場産
野菜を販売します。お越しの際は、
手の消毒・マスクの着用にご協力お
願いします。
時 8月4日(木)午前9時~(なくなり
次第終了)
場 市役所正面玄関
問 地域振興課
TEL 06・6992・1516



**令和4年度 就学義務猶予免除
者等の中学校卒業程度認定試験**
内 就学義務猶予免除者等の中学校卒業
程度認定試験は「病気などやむを得
ない事由により、保護者が義務教育
諸学校に就学させる義務を猶予また
は免除された子」などを対象に国が
行うもので、合格すると高等学校の
入学資格が与えられます。
対 次の(1)~(4)のいずれかに該当す
る者
(1) 就学義務猶予免除者である者また
は就学義務猶予免除者であった者
で、令和5年3月31日までに満15
歳以上になる者
(2) 保護者が就学させる義務の猶予ま
たは免除を受けず、かつ、令和5
年3月31日までに満15歳に達する
者で、その年度の終わりまでに中
学校を卒業できないと見込まれる
ことについてやむを得ない事由が
あると文部科学大臣が認めた者
(3) 令和5年3月31日までに満16歳に
なる者(1)および(4)に掲げる

水道局からのお知らせ
問 水道局お客さまセンター TEL 06-6991-6772
水道料金などの支払いは便利な口座振替の利用を
口座振替を利用することで、検針月の翌月13日(休日の場合は翌営業日)に指定口座から自動的に水道料金・下
水道使用料が支払われます。払い忘れがなくなり、大変便利です。
口座振替の新規・変更の続きは金融機関窓口で
口座振替が可能な金融機関は、市ホームページまたは水道料金等納入通知書(裏面)で確認してください。なお、
市内転居時で口座振替を利用の人は、連絡をすると引き続き転居先で口座振替を利用できます。
持 預金通帳、通帳届出印、水道料金領収書または使用水量のお知らせ票
こんな時は水道局へ
水道の使用を開始または中止するときは、下記を確認の上、電話、市オンライン申請
システムまたは窓口へ届け出てください。
▽住所、氏名、電話番号
▽水道の使用開始日または中止日
▽水道番号(玄関前に貼っている水道番号プレートなど)
水道メーターの検針にご協力を
▽メーターボックスの上には、自転車・植木鉢など、物を置かないようにしてください。
▽家の増改築などで、メーターが屋内や床下になる場合は、検針しやすい場所へ移してください。
▽メーターボックスの中に水や泥が入らないよう、いつもきれいにしておいてください。
▽犬は、出入口や水道メーターから離れた場所につないでください。



おはなし劇場
内 パネルシアター「おばけのいっつごちゃん」他
時 8月19日(金) 11:00~11:45
場 中部エリアコミュニティセンター多目的室
対 乳幼児と保護者
講 朗読ボランティアこまどり
定 先着20組 申 当日受け付け
問 生涯学習・スポーツ振興課
TEL 06-6995-3158



**令和4年度 就学義務猶予免除
者等の中学校卒業程度認定試験**
内 就学義務猶予免除者等の中学校卒業
程度認定試験は「病気などやむを得
ない事由により、保護者が義務教育
諸学校に就学させる義務を猶予また
は免除された子」などを対象に国が
行うもので、合格すると高等学校の
入学資格が与えられます。
対 次の(1)~(4)のいずれかに該当す
る者
(1) 就学義務猶予免除者である者また
は就学義務猶予免除者であった者
で、令和5年3月31日までに満15
歳以上になる者
(2) 保護者が就学させる義務の猶予ま
たは免除を受けず、かつ、令和5
年3月31日までに満15歳に達する
者で、その年度の終わりまでに中
学校を卒業できないと見込まれる
ことについてやむを得ない事由が
あると文部科学大臣が認めた者
(3) 令和5年3月31日までに満16歳に
なる者(1)および(4)に掲げる
者を除く)
(4) 日本の国籍を有しない者で、令和
5年3月31日までに満15歳以上
なる者
申 令和4年9月2日(金)まで
試験日 令和4年10月20日(木)
問 大阪府教育庁 市町村教育室
小中学校課 進路支援グループ
TEL 06・6941・0351
FAX 06・6944・3826